

富山市木造住宅耐震改修支援事業における部分耐震改修に係る基準

平成27年4月1日制定

（目的）

第1条 富山市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）

第2条第1項第4号の規定に基づき、主たる居室など住宅の一部に限定して耐震改修を行う工事に係る基準を以下のとおり定める。

（用語の意義）

第2条 この基準において使用する用語の意義は、要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

（1）主たる居室 住宅内の全ての寝室及び居間を含む範囲で、以下の条件を満たすものをいう。

ア 1階にあり、直接外気に接する避難上有効な開口部を有すること

イ 主たる居室の範囲は、概ね長方形となるなど適切に設定されていること（平面形状的にやむをえない場合を除く）

（2）部分判定 第5条に定める計算方法により算出した、住宅の主たる居室の耐震性の評価をいう。

（3）上部構造評点 建築物の各階、各方向について算出した、保有耐力を必要耐力で除した値のうち、最小のものをいう。

（4）改修 第4条に規定する部分的耐震性能を有する住宅とするために行う工事をいう。

（部分耐震改修の対象）

第3条 部分耐震改修の対象とする住宅は、申請者が部分耐震改修後に居住する住宅とする。

（部分耐震改修基準）

第4条 部分的耐震性能を有する住宅とは、次の各号のいずれかの条件を満足するものとする。

（1）主たる居室の部分判定が1.5以上であり、かつ改修後の上部構造評点が、改修前の上部構造評点を下回らないこと

（2）2階建ての住宅の1階の上部構造評点が1.0以上となること

（部分判定の計算方法）

第5条 部分判定の計算方法は、以下のとおりとする。

（1）主たる居室を構成する壁構面において囲まれた区画の各方向について、そ

の区画部分の床面積を対象として必要耐力及び保有する耐力、並びに次の式により部分判定を算出し、その最小値を当該主たる居室の部分判定とする。

部分判定＝必要耐力／保有する耐力

(2) 必要耐力及び保有する耐力の算定は、一般診断法の必要耐力及び保有する耐力の算定における「各階」を「主たる居室」と読み替えて適用する。(ただし、「耐力要素の配置等による低減係数 E」を算出する場合を除く。)

(3) 前号の保有する耐力を算定する場合においては、劣化低減係数(D)は1.0とする。ただし、当該構面を構成する既存の壁(耐力を算定するものに限る。)、柱、梁、土台、基礎等の構造部材に、劣化がある場合は、必要な補修を行うこととする。

(4) 部分判定の計算は、以下のアからエの順に沿って行うこととする。

ア 部分判定を計算する主たる居室を設定する。

イ 主たる居室の面積、耐震診断の条件から、主たる居室の『部分必要耐力』を算出する。

ウ 主たる居室の壁要素(既存壁及び改修壁)の仕様から『部分保有耐力』を算出する。

エ 部分判定を算出する。

(適用範囲)

第6条 この基準は、富山市内に存する耐震診断の適用が可能な既存の住宅において、その居住者が部分耐震改修基準に適合させる改修工事の実施を選択した場合に適用する。

(その他)

第7条 その他必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則(平成27年4月1日)

この基準は、平成27年4月1日から適用する。